

COOP-JOSO News Letter

2021年1月4回号 発行:常総生協広報



2020年度活動テーマ「JOSO食材でかんたん・おうちゴハン ～食卓から笑顔あふれる未来へ～」

常総生協ホームページがリニューアルされました！



★リニューアルその1

スマートフォン表示した時にのトップ画面↓

- スマートフォン、タブレット画面に適した表示をするレスポンシブ対応のサイトになりました。
- 旧ホームページでは上記の対応が出来ていなくPC画面に適した表示だけでしたが、ここ数年常総生協ホームページを観にくる人のデバイスの約50%はスマートフォンで観ている状況です。今後はスマートフォンで観ても分かりやすく表示されます。



★リニューアルその2

- 生協職員が記事をUPできる仕組みにしました。
- ホームページの役割として、以前は企業としての「顔」的な役割として、インターネット上の名刺の意味が大きく、記事の更新という所ではあまり重要視してきていませんでした。常総生協のホーム

ページは2012年に立ち上がったのですが、記事更新がままならず、外部サイトで作ったWEB記事をリンク付して更新していました。

- 近年ではSNSの運用が発展し、誰もが世の中に情報を配信できる時代になりました。元の情報発信源が外部サイトだと信用性にも欠ける点もあり、今回のリニューアルを期に、**自分たち（職員）で記事を更新できるサイトに作り変えました。**

★リニューアルその3

- ホームページは組合員が観る場合と組合員でない人が観る場合の2面性が必要と考えています。
 - 組合員が観る場合
 - 生協の活動を知る場所
 - 商品、放射能、生協理念を投影させた活動の状況や、今後の活動予定のUP
 - インターネット注文サイトに行く、登録する場所
 - 組合員でない人が観る場合
 - 常総生協に加入するかどうか検討している人
 - 常総生協の求人に興味があり、どういう取り組みをしている生協かと興味をもっている人
 - 加入エリア外の方で活動に興味がある方

上記の点から、様々な人に来てもらうインターネット上のプラットホーム的な役割を持つことから、ホームページのリニューアルをしました。今後はホームページの新サイトを基盤にインターネット注文サイトのリニューアルを今年の3月までに行います。組合員さんからも「使い勝手の良いサイトにしてほしい」という声も多数頂いていますので、なるべく早くリリースできるように取り組んでまいります。

あなたとお友達にプレゼント！

お友達紹介キャンペーン

2021年3月お申込み分まで

紹介いただいた組合員さんも、新しく加入されたお友達にも嬉しい特典がいっぱい！



★今回はお友達、組合員さん両方に、あま〜いチョコレートをプレゼント★

一粒で満足できる濃厚な味わいのトリュフチョコ。とろけるような舌ざわりと濃厚なカカオの味わいが口いっぱいに広がります。

(ラ・トリュフ)

その他に・・・

- 紹介されたお友だちにパンシチューセットプレゼント♪
- 紹介した組合員に3,000円分の生協利用クーポン券をプレゼント！



常総生協ホームページの紹介申込フォーム又は、注文用紙意見欄に紹介に関してご入力・記入の方をお願いします。後ほど職員より詳細に関してご連絡させていただきます。

常総生協では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、組合員のみなさま、生産者、職員、関係者の安全と健康を守るため、次の基本方針・行動方針に基づいた対応をしていきます。

○基本方針

- 組合員・生産者・職員・関係者の感染リスクの軽減と安全の確保に努め、一丸となって対応を進めます。
- 状況に応じた対策を実施し、食料品・生活必需品を供給する組合員のライフラインとしての役割を果たせるよう、事業継続に努めます。

○新型コロナウイルス感染拡大防止の行動指針

対策レベルの判断は国内および茨城県内ならびに常総生協内の状況を総合的に勘案して、緊急対策会議にて決定します。
↓現在レベル3相当と考えています。

| 生協対策レベル | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------------|---|--------------------|------------------------------|---|-------------------------------------|-------------------|
| 生協対策レベル目安 | 国内感染が収束 | 国内感染がある | 茨城、千葉県以外の地域を含め、国から一定の行動制限がある | 茨城県、千葉県以外の地域で緊急事態宣言が発令(濃厚接触者※同居の家族、親戚含むが出た場合) | 常総生協内で複数の感染者(家族含む)又は、茨城県、千葉県が緊急事態宣言 | 常総生協内で集団感染が発生 |
| 県対策レベル | stage0 | stage1 | stage2 | stage3 | stage4 | |
| 県対策レベル目安 | 国内感染が収束 | 感染が抑制できている | 感染が概ね抑制できている | 感染が拡大している | 感染爆発・医療崩壊リスクが高い状態 | |
| ①出勤 | ・発熱、体調不良ではない限り通常 ・家族(自身)に濃厚接触者が出た場合、出勤停止 | | | ・部署に応じて出勤減体制 | | 全面禁止 |
| ①事務体制 | 通常 | 通常 | 通常 | 業務性質を勘案して3割程度在宅勤務推奨 | 一部業務遅滞、事後処理を許可。5割程度在宅勤務推奨 | 緊急な業務以外は、原則在宅勤務推奨 |
| ②衛生管理 | 通常 | 換気/消毒/マスク/車両消毒 | 換気/消毒/マスク/車両消毒 | 換気/消毒/マスク/車両消毒 | SC手袋/全車消毒 | |
| ③会議 | 通常 | 通常 | 非対面定例会議の縮小または、WEB会議にて | 非対面定例会議の縮小または、WEB会議にて | 非対面定例会議の中止または、WEB会議または中止 | 緊急以外の会議は中止 |
| ④来客(商談)・出張(県外渡航) | 通常 | 感染警戒地域の出張ならびに来訪者制限 | 県外の出張ならびに来訪者制限 | 全区域出張ならびに来訪者制限 | 全面禁止 | 全面禁止 |
| ⑤通勤 | 通常 | 通常 | 車両通勤、貸し出し推奨 | 車両通勤、貸し出し推奨 | 車両通勤、貸し出し推奨 | 全面禁止 |
| ⑥戸別/イベント/供給 | 通常 | 通常 | 通常/非対面配送のお願い | 戸別/イベントの縮小又は一部中止/全面的に非対面配送の実施 | 戸別/イベント/供給業の中止 | 全面禁止 |
| ⑦会食 | 通常 | 必要最小限に留める | 必要最小限に留める | 原則中止 | 全面禁止 | 全面禁止 |
| ⑧検温 | 通常 | 検温記録管理 | 検温記録管理 | 検温記録管理 | 検温記録管理 | 検温記録管理 |
| ⑨組合員活動 | 通常 | 検温記録管理 | 検温記録管理/人数抑制/WEB開催 | WEB開催or中止 | 中止 | 中止 |

水戸地裁 判決言い渡し 2021年3月18日（木） 14：30から！（13：30水戸地裁玄関前集合）

8年半にわたった東海第二原発運転差止訴訟も昨年7月に結審し、いよいよ3月18日に判決言い渡しとなります。皆様のおかげで毎回の法廷も傍聴席を埋め尽くし、また訴訟団も維持することができました。

昨年5月に総会を予定していましたがコロナのため中止とさせて頂き、弁護士と共に最終準備書面作りに集中しました。7月結審後は地元自治体の首長や茨城県の安全性検証チームへの対応等に追われ、ご報告がたいへん遅くなったことをお詫びいたします。

3月18日はコロナ対策で傍聴制限があるかと思いますが、可能な範囲で水戸地裁に判決を聞きに来て頂けたら幸いです。勝っても負けても双方が控訴することになると思います。

判決言い渡しまで残り2ヶ月ですので、すでに判決内容は決まっているかと思いますが、勝っても負けても控訴となる見込みです。

（原告のみなさま）

一審判決後2週間以内に「控訴」手続きをとります。判決前に再度控訴の意志確認の書類を送らせて頂きます。判決後に改めて代理人弁護士への「委任状」を頂くこととなりますのでよろしくお願いいたします。

（賛同（個人・団体）のみなさま）

引き続き、原告と共に闘いを継続して支援して頂けますよう、よろしくお願いいたします。

（2021年1月 原告団世話人会）

○一審判決と、控訴審に向けて

弁護士さんたちによれば、総掛かりで11項目もの論点を提出して主張を尽くした裁判は異例で（多くは論点を2～3に絞るようです）、裁判所が原告住民側の主張のどれかひとつでも採用してくれば「勝てる可能性のある裁判」だとのこと。

弁護士のみなさんも頑張っておっしゃって、また「裁判官の良心」にも期待するところですが、しかし、なお時の政府に与するという「司法の壁」は厳しいことも念頭に置いておく必要があります。

裁判官に判断を求めた11項目

1. 原発の存在が憲法違反であること。
2. 高度な安全性を審査する司法判断の手法について。
3. 老朽化原発であること、特にケーブル難燃化が完全でないこと。
4. 経理的基礎が欠如していること。
5. 基準地震動が過少であること。
6. 耐震性が不足していること。
7. 津波想定が過少であること。
8. 津波漂流物の評価が欠落していること。
9. 火山評価が過少であること。
10. シビアアクシデント対策が不備であること。
11. 立地審査指針不適合、日本一人口密集地帯で避難は困難であり、事故が発生すれば人格権を侵害することは必至であること。